

あいち伐木競技会 実施要領

2025 年度開催版

愛知県

出典：English 2014 著作権所有 ialc 及び日本伐木チャンピオンシップ jlc

本競技用マニュアルは、世界伐木チャンピオンシップ協議会（ialc）が作成した世界伐木チャンピオンシップ（英語版）及び、日本伐木チャンピオンシップ作成のルールブックを基に、愛知県伐木競技会の競技用マニュアルとして作成している。競技のルールは、原則として日本伐木チャンピオンシップに準拠している。

目次

1. 競技全般

1.1. 目的	P2
1.2. クラス	P2
1.3. 競技種目	P2
1.4. 採点方法	P2
1.5. 安全装備	P3
1.6. 競技開始の合図	P3
1.7. 安全ルール	P3

2. 伐倒競技（マストツリー方式）

2.1. 伐倒競技（マストツリー方式）全般	P5
2.2. 伐倒競技（マストツリー方式）手順	P5
2.3. 伐倒競技（マストツリー方式）の採点基準	P6
2.4. 伐倒競技（マストツリー方式）のペナルティ	P6

3. 丸太合わせ輪切り競技

3.1. 丸太合わせ輪切り競技全般	P13
3.2. 丸太合わせ輪切り競技の手順	P14
3.3. 丸太合わせ輪切り競技の採点基準	P14
3.4. 丸太合わせ輪切り競技のペナルティ	P17

4. 伐倒競技（簡易方式）

4.1. 伐倒競技（簡易方式）全般	P20
4.2. 伐倒競技（簡易方式）手順	P20
4.3. 伐倒競技（簡易方式）の採点基準	P21
4.4. 伐倒競技（簡易方式）のペナルティ	P21

巻末資料

注意点	巻末
-----	-------	----

1. 競技全般

1.1. 目的

- 1.1.1. あいち伐木競技会（以下、「競技会」という）は、林業現場技能者の林業技術及び安全作業意識の向上を図り、「林業労働災害ゼロ」の達成を目指すと共に、林業の魅力の発信や新規林業就業者の確保を目的として開催する。
- 1.1.2. 競技会は、チェーンソーを用いて、チェーンソーによる伐木造材技術を競う競技である。

1.2. クラス

- 1.2.1. 競技会は男女ともに参加ができ、同一のルールの下で競技を行う（男女でクラス分けは行わない）。
- 1.2.2. 選手の参加要件は、別途競技参加者募集要項で定める。

1.3. 競技種目

- 1.3.1. 競技会は、伐倒競技（簡易方式）、丸太合せ輪切り競技の2種目で行う。

1.4. 採点方法

- 1.4.1. 各種目の競技終了までにかかる時間や競技結果の正確性や質に対し、得点が加点され、その得点からペナルティ（安全ルール違反等）に応じて減点し、種目ごとの総合得点をつける。ただし、各競技種目の最低得点は0点であり、マイナスにはならない。
- 1.4.2. 結果を計測するために、各種目に応じた適切な計測器を使用する。
- 1.4.3. 最終的な順位は、実施したすべての種目の得点を合計した総合得点により、その総合得点の最も高い選手が1位となる。
- 1.4.4. 総合得点と同点の場合は、ペナルティポイントのより少ない競技者が1位となる。ペナルティポイントも同じ場合は、伐倒競技（簡易方式）の得点が高い選手が1位となる。各種目の同点の場合の順位決定方法については、種目別のルールの中で明記する。
- 1.4.5. 総合得点上位3名には、主催者から賞状等を贈呈するものとする。
- 1.4.6. 競技中に、競技者が事故を起こした場合、審査員が、競技者の競技続行の可否を判断する。競技が中断された場合、その種目の得点は0点となる。
- 1.4.7. 悪天候で競技が続行できなくなった場合は、順位を決定しない。
- 1.4.8. 採点結果の異議申し立て、審判員への抗議等はできない。
- 1.4.9. 暴力的な行動などにより、審判員が競技続行不可能と判断した場合は、その競技者に競技中止の勧告を行う。

1.5. 安全装備

- 1.5.1. 競技者は、競技を行う際、マーキングされていない安全保護具（手袋、チェーンソー防護靴、チェーンソー防護ズボン、イヤーマフや顔面保護ネットがついたヘルメット）を着用しなくてはならない。
※マーキングとは、グローブやヘルメットバイザー等に寸法等を図る目印をつけること
- 1.5.2. 安全保護具やその他用具（競技に必要な工具類）は競技者が準備する。
- 1.5.3. チェーンソー防護靴、チェーンソー防護ズボンはクラス1もしくはクラス1相当のものを使用する（チャップスタイプの防護衣は不可）。
- 1.5.4. 競技者が競技中に着用する安全保護具等にスポンサー広告を付けることは禁止する。但し、競技者が所属する企業名については、ロゴや社名の貼付けを許可する（防護ズボン等で防護範囲に掛かるような貼付けは、防護機能を阻害する可能性があるため許可しない）。

1.6. 競技開始の合図

- 1.6.1. 競技者は、競技の準備ができたことをアイコンタクト（挙手）で審判に伝える。
- 1.6.2. 開始の合図は「Ready（用意）」、「Go（始め）」で、各競技とも同じ（図1）。
- 1.6.3. 開始前、チェーンソーと競技者は、開始ラインよりも前に出てはならない（図2）。
- 1.6.4. 始動時、チェーンソーは、図3に示すように地面、または両膝の間に固定する。

図1:開始の合図

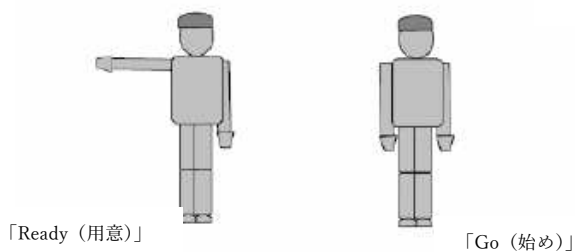


図2:全競技共通の開始ポジション

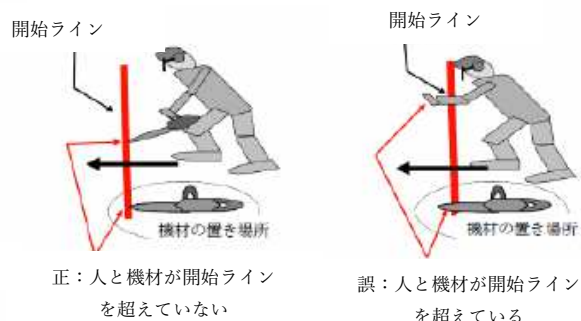
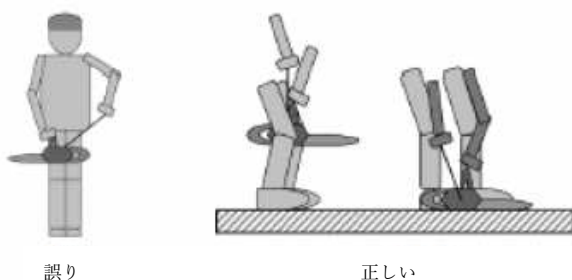


図3:チェーンソーの始動方法



1.7. 安全ルール

1.7.1. 安全ルールの違反は、ペナルティポイントとなる。

1.7.2. 各競技のペナルティポイントは、【表1】のとおり。

【表1】

No.	一般安全ルールの違反	発生ごとのペナルティ・ポイント	
		①	②
1	呼び出しがないのに競技場所に入った	50	50
2	競技ルールで指定の安全装備を装着せずに競技した	20	20
3	間違った方法でチェーンソーを起動した	30	30
4	エンジンをかけた状態でソーチェンに触れた	50	50
5	エンジンをかけた状態でブレーキをかけずに移動した	20	20
6	チェーンソーを5分以内に始動できなかった	30	30
7	ソーチェンが回っている状態で片手でチェーンソーを使用した	20	20
8	治療が不要なケガ	20	20
9	治療が必要なケガ	50	50

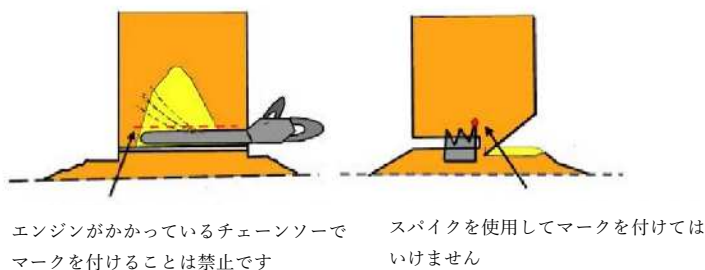
①伐倒競技（マストツリー方式）、②丸太合わせ輪切り競技

2. 伐倒競技（マストツリー方式）

2.1. 伐倒競技（マストツリー方式）全般

- 2.1.1. 競技者は、労働安全衛生規則等を遵守しながら、**競技者が指定した目標にマストツリーを規定時間内に伐倒しなければならない。**
- 2.1.2. **伐倒する木は、地上10～12m、胸高直径28～38cmの同一樹種を使用する。**
- 2.1.3. 伐倒木にマーキングしてはならない（チェーンソーで切れ込みの高さにマークを付いたり、スパイクでマークを故意に付けることも禁止）。マーキングに使える道具（巻き尺、マークの付いたグローブ等）も使用禁止とする。また、バーにペンで切り込みの深さをマークすることも禁止とする。（図5）
- 2.1.4. **伐倒競技は、使用できる道具は、くさび、ハンマー、斧、フェリングレバー、ブレイキングバー、振り子、腰袋とする。**
- 2.1.5. **審判の開始の合図で競技がスタートし、木が地面に触れた時点で終了となる。（ただし、選手は木が地面に触れる前にセーフティゾーンに退避しなければならない。）**

図5：禁止されるマーキング



2.2. 伐倒競技（マストツリー方式）の手順

- 2.2.1. 競技者は、審判の呼び出しがあり次第、競技場に入る。
- 2.2.2. 競技者は、自分のチェーンソーと補助工具を持って入場する。
- 2.2.3. **審判の指示があった後、競技者は、伐倒方向を決定する（2分以内）。なお、目標（杭）までの距離は、10mとする。**
- 2.2.4. **伐倒方向を決定した後、伐倒木の確認を行う（3分以内）。**
- 2.2.5. 工具は、競技開始前にセーフティゾーンに置く。
- 2.2.6. 開始後、競技者は必要に応じて工具を移動できる。
- 2.2.7. 審判の合図で、競技者はチェーンソーのエンジンを始動する。エンジン始動後、開始エリア内に待機し、準備ができたことをアイコンタクトで審判に伝える。
- 2.2.8. 審判の「始め」の合図で競技を開始する。
- 2.2.9. 競技開始から5分経過すると伐倒競技の得点は0点となる。その際、審判の判断により競技を途中で中止させることもある。

- 2.2.10. 競技者は、木が地面に接する前にセーフティゾーンに退避しなくてはならない（図6）。このとき、チェーンソーと工具（クサビを除く）も一緒に退避する。
- 2.2.11. 倒れた方向が目標からずれた場合、それに応じてセーフティゾーンが変わるため、変わった後のセーフティゾーンに退避しなくてはならない（図7）。
- 2.2.12. 競技者は、正しい退避の場所を測定できるよう、セーフティゾーンに留まり、審判からの指示を待つ。

2.3. 伐倒競技（マストツリー方式）の採点基準

- 2.3.1. 競技にかかった時間が3分以下であれば、競技者は60ポイントを獲得する。その後、3分を1秒超えるごとに1ポイントずつ減点され、5分以上かかった場合、この競技の得点は0点となる。
- 2.3.2. 伐倒方向の測定は、杭から切り株の中心に向かう線と直角方向に、倒れた木までの距離とする。
- 2.3.3. 伐倒方向の結果は、目標とのズレが0cmの場合400点獲得できる。1cm単位（小数点第1位を四捨五入）、1cm離れるごとに、1ポイント減点となるため、400cm以上ずれた場合は、伐倒方向の得点は0点となる（400cm以上離れてもマイナス点にはならない）。
- 2.3.4. 水平切りの深さは、ツルの中央から樹皮までの長さを1cm単位（小数点第1位を四捨五入）で測定する。
- 2.3.5. 受け口の伐り出し部分の角度は、中央部分を角度計を用いて測定する。
- 2.3.6. 結果は、1度単位（小数点第1位を四捨五入）で測定する。
- 2.3.7. ツルの幅は、1mm単位（小数点第1位を四捨五入）で測定する。
- 2.3.8. 測定結果は、ツルの最も広い点と、最も狭い点において水平に計測する
- 2.3.9. ツルの高さは、1mm単位（小数点第1位を四捨五入）で測定する。
- 2.3.10. ツルの、最も高い点と、最も低い点において垂直に測定する。
- 2.3.11. 水平伐りよりも下を切った場合は、高低差は最低値の0mmになる。
- 2.3.12. 伐倒競技の得点が同点の場合、伐倒方向のズレが小さい競技者を上位とする。伐倒方向のズレも同じ場合は、競技時間の短い競技者を上位とする。

2.4. 伐倒競技（マストツリー方式）のペナルティ

- 2.4.1. 伐倒方向決定後の伐倒木の確認に3分以上かかった場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。
- 2.4.2. 審判の合図を待たずにエンジンをかけた場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。
- 2.4.3. 審判のスタート合図前にチェーンソーに触れた場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。

- 2.4.4. 追いヅルがない状態で危険とみなされる行為を行った（伐倒方向側に回り込んだ等）場合、マイナス50点のペナルティが課せられる。
- 2.4.5. エンジンをかけた状態でブレーキをかけずにスタート及び退避した場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。（連続する作業の場合、チェーンを止めれば歩行可能）
- 2.4.6. エンジンをかけた状態でブレーキをかけずにチェーンソーを置いた場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。
- 2.4.7. 受け口を作る際、1cm以上の伐り直しを行った場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。
- 2.4.8. チェーンソーで切り込みの高さにマークを付けたり、スパイクでマークを故意に付けた場合、マイナス50点のペナルティが課せられる。
- 2.4.9. 受け口に水平伐りとななめ伐りが交わっていない2cm以上の伐り残しがある場合、マイナス50点のペナルティが課せられる。
- 2.4.10. 退避場所が不適切であった場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。
- 2.4.11. 退避方法が不適切であった（伐倒木に背を向ける、伐倒木を見ずに退避した）、木が地面に接する前に退避できなかった場合は、マイナス20点のペナルティが課せられる。
- 2.4.12. チェーンソー及び工具等（クサビを除く）がセーフティゾーンにない場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。
- 2.4.13. 伐倒木に故意にマーキングした（故意に手で触れた）場合、マイナス50点のペナルティが課せられる。
- 2.4.14. 許可されないマーキング機器や何らかの補助具を使用した場合、マイナス50点のペナルティが課せられる。
- 2.4.15. 伐倒木に手で触れた場合（おが屑を取り除く行為等）、マイナス50点のペナルティが課せられる。
- 2.4.16. 指定範囲外で水平伐りをした（受け口の水平切りは、赤いラインの上部とする）場合、マイナス100点のペナルティが課せられる。
- 2.4.17. 競技者が伐木の中に非常事態（チェーンソーのバーが切り口に挟まって抜けなくなるなど）、5分以内にその事態を解決できなかった場合は、審判は「中止」の指示と共に実演を中断させ、競技者はこの競技が失格となる。
- 2.4.18. 競技者が非常事態を引き起こした、もしくは、安全な伐倒ができないと審判が判断した場合、「審判は中止」の指示と共に実演を中断させ、競技者はこの競技が失格となる。（県独自）

図 6: 伐倒の方向

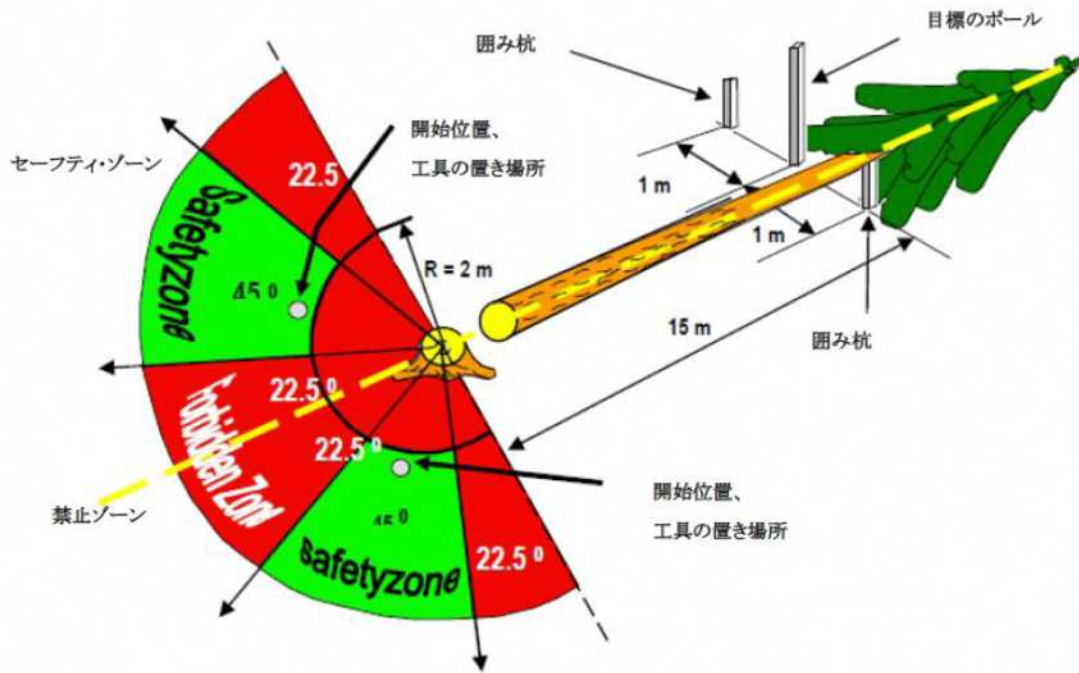


図7: 不正確な伐倒後のセーフティ・ゾーン

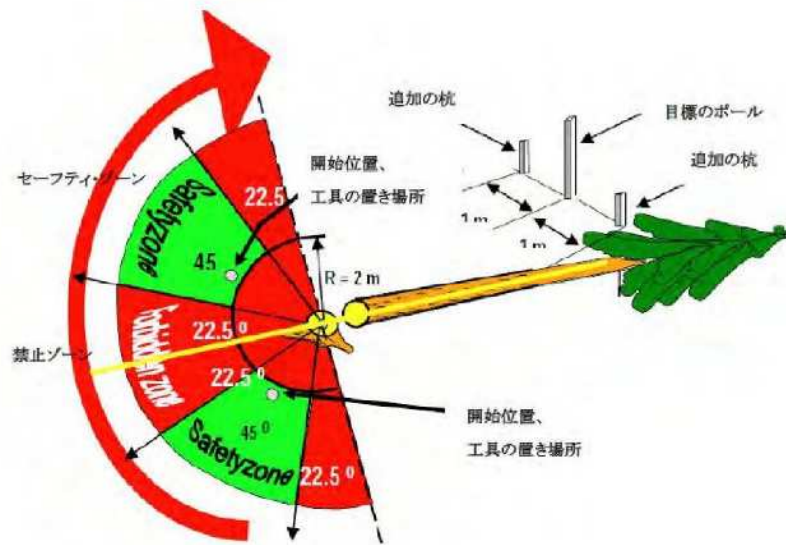


図 8: 木が跳ねたときのセーフティ・ゾーン

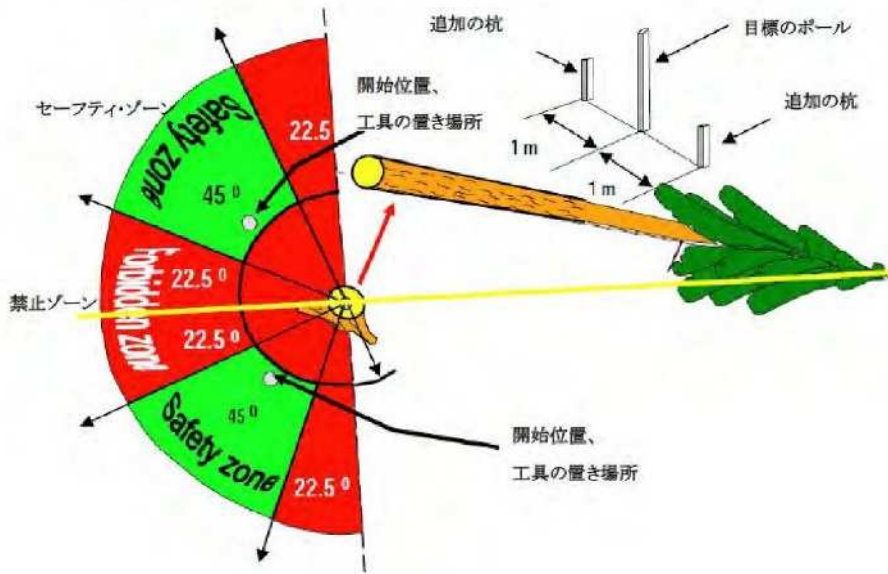
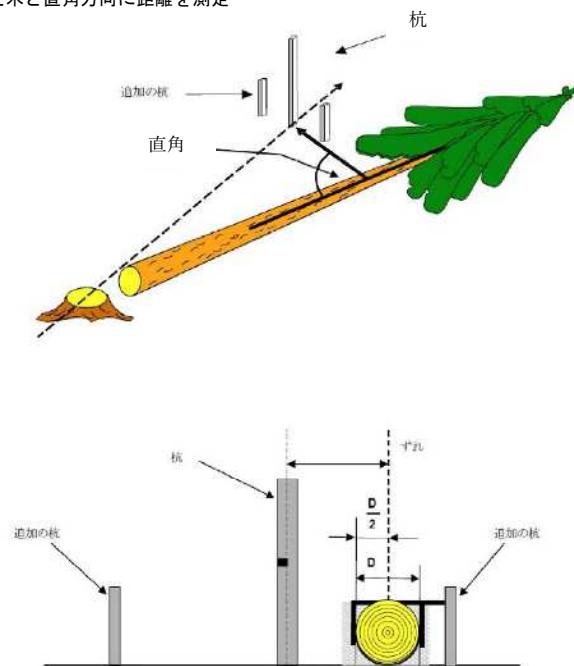


図 10: 倒れた木と直角方向に距離を測定



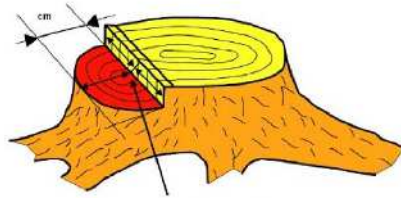
【表3】

ずれ(cm)	正確さの伐木ポイント	ずれ(cm)	ポイント
0	400	9	391
1	399	10	390
2	398	11	389
3	397	12	388
4	396	13	387
5	395	14	386
6	394	15	385
7	393	16	384
8	392	etc.	etc.

【表4】

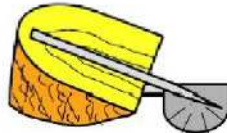
切り込みの深さ(cm)		ポイント	
3以下	または	16以上	0
4		15	5
5		14	10
6		13	15
7		12	20

図 12: 切り込みの深さ

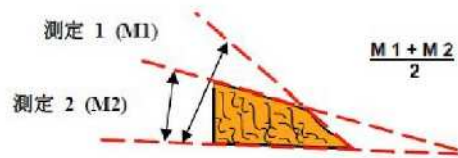


切り込みの中央のポイントで測定

図 13: 直線、および丸みの切り出しの切り込み測定



直線の切断面の測定



【表5】

切り込み角度(°)		ポイント	
39	以下	61	0
40		60	10
41		59	20
42		58	30
43		57	40
44		56	50
45	~	55	60

図14: ツルの幅

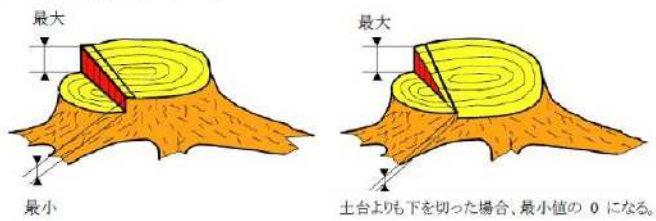


(マストツリー方式)

【表6】

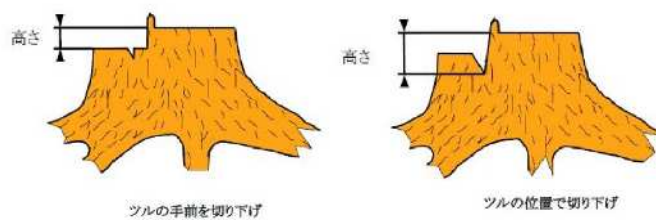
ツルの幅(mm)			ポイント	
10以下	または	50以上		
			0	
11		49	4	
12		48	8	
13		47	12	
14		46	16	
15		45	20	
16		44	24	
17		43	28	
18		42	32	
19		41	36	
20		40	40	
21		39	44	
22		38	48	
23		37	52	
24		36	56	
25		~	35	60

図15: 高低差 (最小値 = 0 mm)



【表7】

高低差(mm)			ポイント
8以下	または	47以上	
			0
9		46	5
10		45	10
11		44	15
12		43	20
13		42	25
14		41	30
15		40	35
16		39	40
17		38	45
18		37	50
19		36	55
20		~	35



伐倒競技(マストツリー方式)

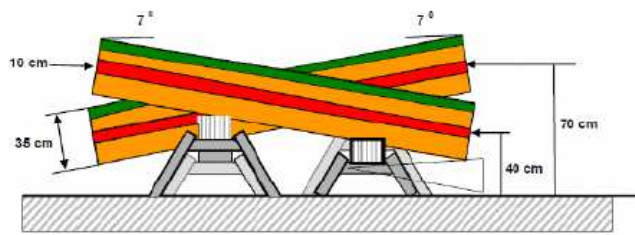
背番号			
選手名	(例)		
チェンソーコントロールで合格したことを示すシールまたはマーキングが全てある			<input type="checkbox"/>
タイム(1)	170.00秒	ポイント	60 点
タイム(2)	169.00秒		
平均	169.50秒		
※1. 競技開始から5分経過した場合伐倒競技の得点は0点となる。 ※その際、審判の判断により競技を途中で中止させる場合がある。			
ずれ	5.0cm	ポイント	395 点
受口・深さ	8.0cm	ポイント	20 点
切り込み角度	45.0度	ポイント	60 点
ツル幅(1)	23.00mm	ポイント	52 点
ツル幅(2)	25.00mm		
ツル高(1)	35.00mm	ポイント	55 点
ツル高(2)	36.00mm		
競技のペナルティーポイント			
		ポイント	回数
1	伐倒方向の決定に2分以上かかった	-20	
2	伐倒方向決定後の伐倒木の確認に3分以上かかった	-20	
3	審判の合図を待たずにエンジンをかけた	-20	
4	フライングした(審判のスタート合図前にチェンソーに触れた)	-20	1
5	エンジンをかけた状態でブレーキをかけずにスタート及び退避した	-20	
6	エンジンをかけた状態でブレーキをかけずにチェンソーを置いた	-20	
7	受け口を作る際、1cm以上の伐り直しを行った	-20	
8	マストツリーが地面に接する前に退避できなかった	-20	1
9	退避場所が不適切であった(セーフティゾーンにいない)	-20	
10	退避方法が不適切であった(伐倒木に背を向けて退避等)	-20	
11	チェンソー及び工具等(カサビを除く)がセーフティゾーンにない	-20	
12	伐倒木に故意にマーキングした(スパイクを再度付ける、故意に手で触れた)	-50	
13	指定された範囲外で水平伐りした	-100	
14	競技を5分以内に終了できなかった	※1	
マイナスポイントの合計		-40点	
一般安全ルールのペナルティーポイント			
		ポイント	回数
1	呼び出しがないのに競技場所に入った	-50	
2	安全装備を装着しないでエンジンを始動、競技した	-20	
3	落とし掛け又はブレーキ掛けしないでエンジンを始動した	-30	1
4	エンジンをかけた状態でソーチェンに触れた	-50	
5	エンジンを掛けた状態でブレーキ掛けずに移動した	-20	
6	チェンソーを5分以内に始動できなかった	-30	1
7	エンジンを掛けた状態でブレーキを掛けずに片手を離れた	-20	
8	治療が不要なケガ	-20	
9	治療が必要なケガ	-50	
マイナスポイントの合計		-60点	
伐倒競技 トータルスコア		542点	

3. 丸太合わせ輪切り競技

3.1. 丸太合わせ輪切り競技全般

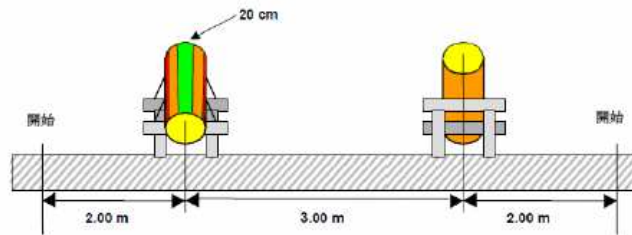
- 3.1.1. 競技者は、2本の丸太から、厚み 30mm 以上、80mm 未満の円板を各1枚切り出す。
- 3.1.2. 最初に何も塗られていない下側から伐り込み、赤色で塗られた範囲内で下伐りを止める。その後、青色（緑色）で塗られた範囲内から上伐りし、赤色で塗られた範囲内で円板を伐り出さなければならない。これを2本の丸太について行う。
- 3.1.3. 競技者は、審判の開始の合図と共に競技を開始し、2つ目の円板が地面に落ちたところで終了となる
- 3.1.4. 競技資材については、以下のとおり。
 - 並列に配置された 2つの台に直径約35cmの丸太を設置する（図21）。
 - 角度が水平面に対して上向き下向きに各々7° となるよう設置する。
 - 丸太の軸は、高い方の端では地上から約70cm、低い方の端では地上から約40cmとする。
 - 丸太には縦軸方向に10cm 幅で赤色のラインをペイントする（図21）。
 - 丸太の上側には、20cmの幅で青色（緑色）のラインをペイントする。
 - 開始ラインは、丸太の中央から2mの位置の両側に設ける。競技者は、開始する側を選ぶことができる（図22）。
 - 前の競技者による伐り口の角度が±2° 以内の場合は、競技者から希望があっても伐り直しは行わない。
- 3.1.5. 競技は、両方の円板が地面に落ちた時に、完了したと見なされる。地面に落ちない円板がある場合は、その丸太についての得点を獲得することはできない。
- 3.1.6. ソーチェーン、バー、カバー、ナットがはずれるなどチェーンソーに不具合が生じた場合は、競技者は「丸太合せ輪切り」競技の時間による得点を獲得できない。ただし、競技者はソーチェーンを付け直して競技を継続することができる。
- 3.1.7. チェーンソーは、エンジンの排気量によって2つのグループに分けられる。
 - グループ 1（排気量56cm³ 未満）
 - グループ 2（排気量56cm³ 以上）
- 3.1.8. グループによって、競技時間で与えられる得点が異なる。

図21



競技者進行方向から見た競技資材

図22.



横方向から見た競技資材

3.2. 丸太合わせ輪切り競技の手順

- 3.2.1. 競技者は、審判の指示によりチェーンソーを始動し、開始ラインの後ろに待機する。
- 3.2.2. 競技者は開始する側を選ぶことができる。
- 3.2.3. 審判から「始め」の合図があったら、競技者は以下の手順で競技を行う。
 - チェーンソーを取り、最初の丸太の場所まで移動（スタート時はブレーキをかけていなくてもよいが、アイドリング時にチェーンが動いている場合は減点の対象となる）。
 - 1本目の丸太から円板を伐り出し、地面まで落とす。
 - エンジンブレーキをかけ、2本目の丸太に移動する。
 - 同様に円板を伐り出し、地面に落とす。※2つ目の円板が地面に落ちた時点で競技終了。
 - チェーンソーを停止する（ブレーキをかける）。

3.3. 丸太合わせ輪切りの採点基準

- 3.3.1. 競技に掛かった時間により、以下の表の得点が与えられる。時間は、1秒単位（小数点第1位を四捨五入）で計測される。
- 3.3.2. 切り出し後の角度は、 0.05° の精度で、水平および垂直に合計4カ所、切り出し後の丸太の方で計測し、最も得点の低い個所をその丸太の角度の点とする。
- 3.3.3. 角度が 90° に近いほど得点が高く、最高得点は、各丸太あたり30点となる。（図23）（表11）

- 3.3.4. 合わせ切りした位置にかかわらず、赤色で塗られた部分の中央及びそれに直角に交わる縦方向の4か所で、角度計測を行う。(図24)。
- 3.3.5. 合わせ切り部分の段差は、丸太と円板で各々計測し、段差(ずれ)の大きい方(得点の低い方)をその丸太の段差の点とする(図25)。1mm単位(小数点第1位を四捨五入)で測定する。段差が少ないほど得点が高く、最高得点は各丸太当たり45点となる(表12)。
- 3.3.6. 丸太合わせ輪切り競技の得点が同点の場合、ペナルティの少ない競技者を上位とする。ペナルティも同じ場合は、競技時間の短い競技者を上位とする。

【表10】

グループ1	グループ2	ポイント
ポイント/時間		
これ以下は1秒ごとに1ポイント加点		
25	22	55
26	23	54
27	24	53
28	25	52
29	26	51
30	27	50
31	28	49
32	29	48
33	30	47
34	31	46
これより遅い場合、1秒ごとに-1ポイント減点		

【表11】

カットoの角度	カットoの角度	偏差o	ポイント
84.24以上	95.75以上	6	0
84.25-84.74	95.25-95.74	5.5	3
84.75-85.24	94.75-95.24	5	6
85.25-85.74	94.25-94.74	4.5	9
85.75-86.24	93.75-94.24	4	12
86.25-86.74	93.25-93.74	3.5	15
86.75-87.24	92.75-93.24	3	18
87.25-87.74	92.25-92.74	2.5	21
87.75-88.24	91.75-92.24	2	24
88.25-88.74	91.25-91.74	1.5	27
88.75-91.24		1	30

図 23：角度計測とゲージの長さ

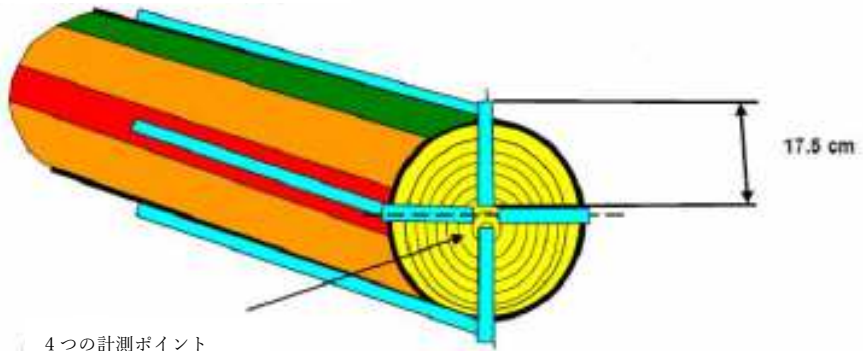


図 24：切り込みの位置がずれている場合の角度測定

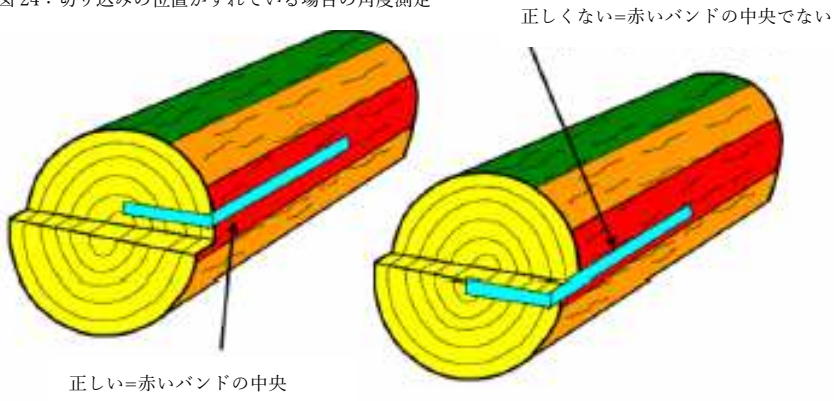
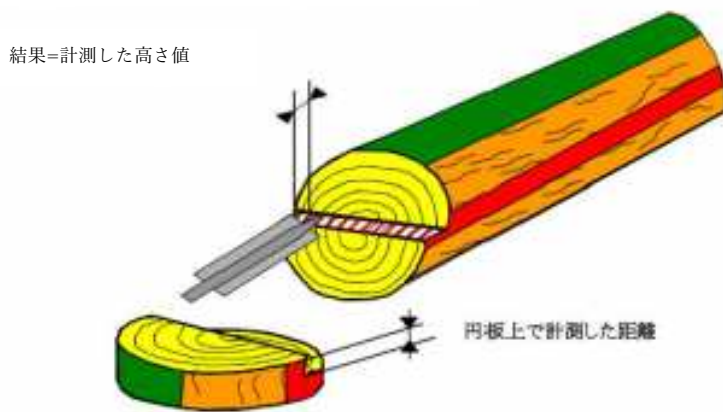


図 25：幹と円板上で位置のずれを計測



【表 12】

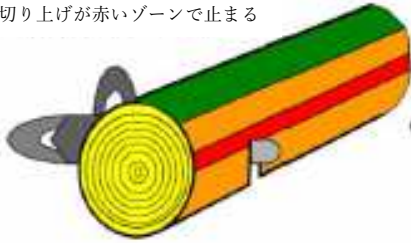
段差の高さ(mm)	ポイント	段差の高さ(mm)	ポイント
15以上	0	8	21
14	3	7	24
13	6	6	27
12	9	5	30
11	12	4	33
10	15	3	36
9	18	2	40
		1以下	45

3. 4. 丸太合わせ輪切り競技のペナルティ

3. 4. 1. 赤色で塗られた範囲から上または下を伐ってはならない。(図26、28)。その場合は、丸太ごとにマイナス50点のペナルティポイントが課せられる。
3. 4. 2. 上記違反は、競技中審判の目視により判定されるが、競技後に丸太の伐り出し跡等から上記違反が発覚した場合も同様のペナルティとなる。
3. 4. 3. 青色（緑色）で塗られた部分の外から伐り下げを開始した場合は、丸太ごとにマイナス50点のペナルティポイントが課せられる。
3. 4. 4. 上記違反は、競技中審判の目視により判定される。
3. 4. 5. チェーン、バー、カバー、ナットがはずれるなどチェーンソーに不具合が生じた場合は、競技者は「丸太合せ輪切り」競技時間による得点を獲得できない。ただし、競技者はチェーンを付け直して競技を継続することができる。
3. 4. 6. 伐り出しの開始時点で、実際の伐り口の横に10mmを超える深さのキズが付いた場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。これらのキズは、丸太と円板の両方で判定されるが、ペナルティは、丸太ごとに1回のみとする。1mm単位（小数点第1位を四捨五入）で測定する。
3. 4. 7. 円板の厚みが、30mm未満、または80mmを超える場合は、マイナス50点のペナルティが課せられる（図30参照）。1mm単位（小数点第1位を四捨五入）で測定する。
3. 4. 8. その他、共通の安全ルール違反、フライングについては、それぞれ違反項目ごとのマイナス点が課せられる。

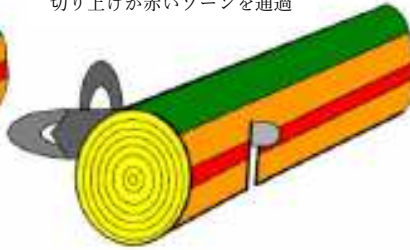
図 26：下から赤いゾーンを切り上げる

切り上げが赤いゾーンで止まる



正しい

切り上げが赤いゾーンを通過



誤り

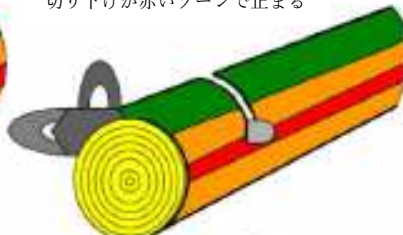
図 27：上から赤いゾーンを切り下げる

切り下げが赤いゾーンを通過



誤り

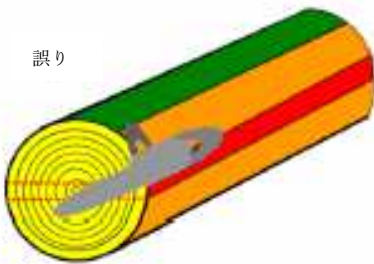
切り下げが赤いゾーンで止まる



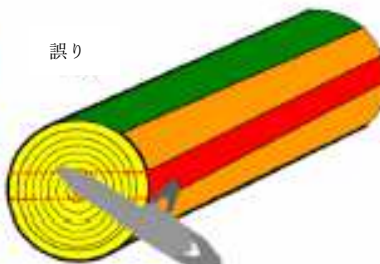
正しい

図 28：円盤中央の赤いバンドの切りすぎ/切り不足

誤り



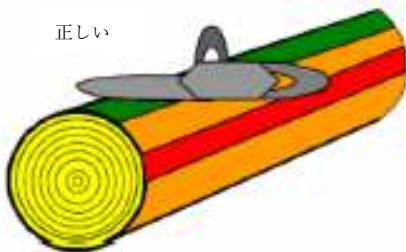
誤り



円盤中央の赤いバンドの切りすぎ

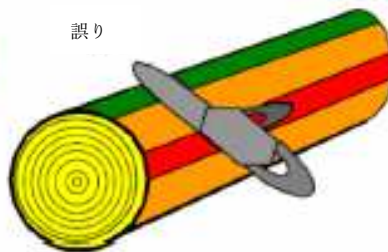
図 29：緑色のゾーン内の開始ポイントから切り下げ

正しい



開始ポイントが緑色のゾーン内

誤り



開始ポイントが緑色のゾーン外

丸太合わせ輪切り競技

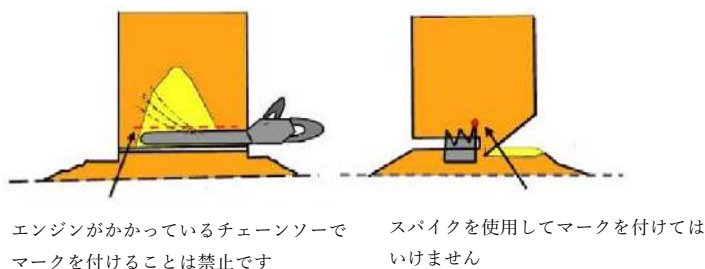
背番号				
選手名	例			
グループ	クラス1			
フェンソーコントロールで合格したことを示すシールまたはマーキングが全てある <input type="checkbox"/>				
タイム(1)	16.00秒	ポイント	63 点	
タイム(2)	17.00秒			
平均	16.50秒			
1本目	角度	91.00度 90.50度 92.00度 90.00度	ポイント	24 点
	ずれ	1.50mm	ポイント	40 点
2本目	角度	89.50度	ポイント	30 点
		91.00度		
		91.10度 91.20度		
ずれ	1.10mm	ポイント	45 点	
競技のペナルティーポイント				
		ポイント	回数	備考
1	ソーチェンがはずれる等フェンソーに不具合が生じた	※1		
2	フライングした	-20		
3	伐り口の横に1cmを超える深さの傷を付けた	-20		
4	円板の厚み3~8cmの範囲を超えている	-50	1	
5	下切りの際、赤色ラインの範囲を超えた	-50		
6	上切りの際、青色(緑色)ラインの範囲外から伐り始めた	-50		
7	赤色ライン外で円盤を切り離れた/ガイドバー等で故意に円盤を切り離れた	-50		
8	(1本目)上下伐りを合わせられなかった/円板を伐り落とせなかった	※2		
9	(2本目)上下伐りを合わせられなかった/円板を伐り落とせなかった	※2		
※1. 本競技の競技時間による得点を獲得できない。また、ソーチェン着脱競技の得点は0点となる。 競技者は、ソーチェン等を付け直して競技を継続することができる				
※上記3. 4. 5. 6. 7. は、丸太ごとに減点				
※2. 上下伐りを合わせられなかった場合や円板を伐り落とせなかった場合、その丸太の得点は0点となる。				
マイナスポイントの合計			-50点	
一般安全ルールのペナルティーポイント				
		ポイント	回数	備考
1	呼び出しがないのに競技場所に入った	-50		
2	安全装備を装着しないでエンジンを始動、競技した	-20	1	
3	落とし掛け又はブレーキ掛けしないでエンジンを始動した	-30		
4	エンジンをかけた状態でソーチェンに触れた	-50		
5	エンジンを掛けた状態でブレーキ掛けずに移動した※3	-20		
6	フェンソーを5分以内に始動できなかった	-30		
7	エンジンを掛けた状態でブレーキを掛けずに片手を離れた	-20		
8	治療が不要なケガ	-20		
9	治療が必要なケガ	-50		
※3. スタート時フェンソーを地面置いた後ブレーキ解除してのスタートは可、但し一本目を切り離れた後のブレーキは必要。フェンが回った状態での移動は不可。				
マイナスポイントの合計			-20点	
合わせ切り競技 トータルスコア		132点		

4. 伐倒競技（簡易方式）

4.1. 伐倒競技（簡易方式）全般

- 4.1.1. 競技者は、労働安全衛生規則等を遵守しながら、伐倒しなければならない。
- 4.1.2. 伐倒競技（簡易方式）は、長さ60～90cm、太さ28～38cm程度の丸太を用い、実際には伐り倒さず、競技を行う。
- 4.1.3. 伐倒木にマーキングしてはならない（チェーンソーで切れ込みの高さにマークを付けたリ、スパイクでマークを故意に付けることも禁止）。マーキングに使える道具（巻き尺、マークの付いたグローブ等）も使用禁止とする。また、バーにペンで切り込みの深さをマークすることも禁止とする。（図5）
- 4.1.4. 伐倒方向（目標）は、丸太から15mの位置に予め定められている（選手側で決めることはできない）そのため、セーフティゾーンについても競技前と競技後（実際の伐倒方向）で変わることはない。
- 4.1.5. クサビフェリングレバー等は使用しなくても良いが、追い口側の切り残しが無いこととする。
- 4.1.6. 伐倒木は、簡易伐倒競技用の丸太固定台に固定する。

図5：禁止されるマーキング



4.2. 伐倒競技（簡易方式）の手順

- 4.2.1. 競技者は、審判の呼び出しがあり次第、競技場に入る。
- 4.2.2. 競技者は、自分のチェーンソーと補助工具を持って入場する。
- 4.2.3. 伐倒木の確認を行う（3分以内）。伐倒木にグラつき等がある場合は、審判に設置のやり直しを求めることが出来る。確認後、競技中に木材等が動いた場合は自己責任としそのままの状態での競技を続けることとする。
- 4.2.4. 工具は、競技開始前にセーフティゾーンに置く。
- 4.2.5. 開始後、競技者は必要に応じて工具を移動できる。
- 4.2.6. 審判の合図で、競技者はチェーンソーのエンジンを始動する。エンジン始動後、開始エリア内に待機し、準備ができたことをアイコンタクトで審判に伝える。

- 4.2.7. 審判の「始め」の合図で競技を開始する。
- 4.2.8. 競技開始から5分経過すると伐倒競技の得点は0点となる。その際、審判の判断により競技を途中で中止させることもある。
- 4.2.9. 競技者がセーフティゾーンに退避した時点で競技終了となる。このとき、チェーンソーと工具（クサビを除く）も一緒に退避する。
- 4.2.10. 競技者は、セーフティゾーンに留まり、審判からの指示を待つ。

4.3. 伐倒競技（簡易方式）の採点基準

- 4.3.1. 競技にかかった時間が3分以下であれば、競技者は60ポイントを獲得する。その後、3分を1秒超えるごとに1ポイントずつ減点され、5分以上かかった場合、この競技の得点は0点となる。
- 4.3.2. 伐倒方向の測定は、杭から切り株の中心に向かう線と直角方向に、伐倒方向までの距離とする。
- 4.3.3. 伐倒方向の結果は、目標とのズレが0cmの場合400点獲得できる。1cm単位（小数点第1位を四捨五入）、1cm離れるごとに、1ポイント減点となるため、400cm以上ずれた場合は、伐倒方向の得点は0点となる（400cm以上離れてもマイナス点にはならない）。
- 4.3.4. 水平切りの深さは、ツルの中央から樹皮までの長さを1cm単位（小数点第1位を四捨五入）で測定する。
- 4.3.5. 受け口の伐り出し部分の角度は、中央部分を角度計を用いて測定する。
- 4.3.6. 結果は、1度単位（小数点第1位を四捨五入）で測定する。
- 4.3.7. ツルの幅は、1mm単位（小数点第1位を四捨五入）で測定する。
- 4.3.8. 測定結果は、ツルの最も広い点と、最も狭い点において水平に計測する
- 4.3.9. ツルの高さは、1mm単位（小数点第1位を四捨五入）で測定する。
- 4.3.10. ツルの、最も高い点と、最も低い点において垂直に測定する。
- 4.3.11. 水平伐りよりも下を切った場合は、高低差は最低値の0mmになる。
- 4.3.12. 伐倒競技の得点が同点の場合、伐倒方向のズレが小さい競技者を上位とする。伐倒方向のズレも同じ場合は、競技時間の短い競技者を上位とする。

4.4. 伐倒競技（簡易方式）のペナルティ

- 4.4.1. 伐倒方向決定後の伐倒木の確認に3分以上かかった場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。
- 4.4.2. 審判の合図を待たずにエンジンをかけた場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。
- 4.4.3. 審判のスタート合図前にチェーンソーに触れた場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。

- 4.4.4. 追いヅルがない状態で危険とみなされる行為を行った（伐倒方向側に回り込んだ等）場合、マイナス50点のペナルティが課せられる。
- 4.4.5. 丸太の上から覗き込んだ場合、マイナス50点のペナルティが課せられる。
- 4.4.6. エンジンのかけた状態でブレーキをかけずにスタート及び退避した場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。（連続する作業の場合、チェーンを止めれば歩行可能）
- 4.4.7. エンジンのかけた状態でブレーキをかけずにチェーンソーを置いた場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。
- 4.4.8. 受け口を作る際、1cm以上の伐り直しを行った場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。
- 4.4.9. チェーンソーで切り込みの高さにマークを付けたり、スパイクでマークを故意に付けた場合、マイナス50点のペナルティが課せられる。
- 4.4.10. 受け口に水平伐りとななめ伐りが交わっていない2cm以上の伐り残しがある場合、マイナス50点のペナルティが課せられる。
- 4.4.11. 退避場所が不適切であった（セーフティゾーンにいない）場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。
- 4.4.12. 退避方法が不適切であった（伐倒木に背を向けて退避等）場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。
- 4.4.13. チェーンソー及び工具等（クサビを除く）がセーフティゾーンにない場合、マイナス20点のペナルティが課せられる。
- 4.4.14. 伐倒木に故意にマーキングした（故意に手で触れた）場合、マイナス50点のペナルティが課せられる。
- 4.4.15. 指定範囲外で水平伐りをした（受け口の水平切りは、赤いラインの上部とする）場合、マイナス100点のペナルティが課せられる。
- 4.4.16. 競技者が非常事態を引き起こしたと審判が判断した場合、その競技を失格とする。

図 6: 伐倒の方向

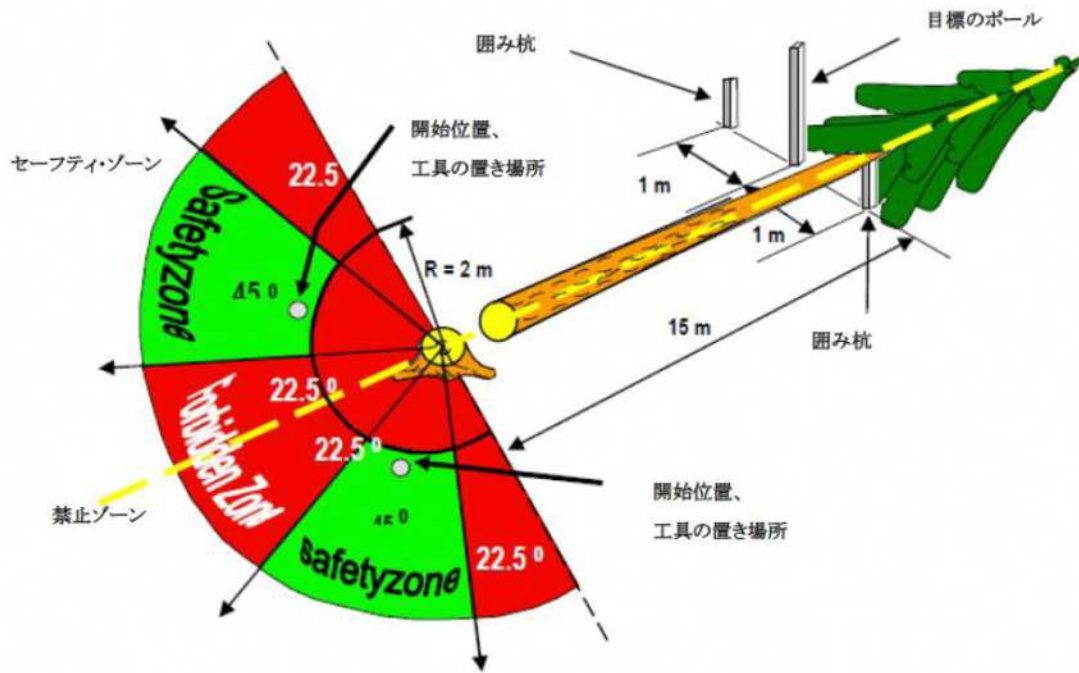
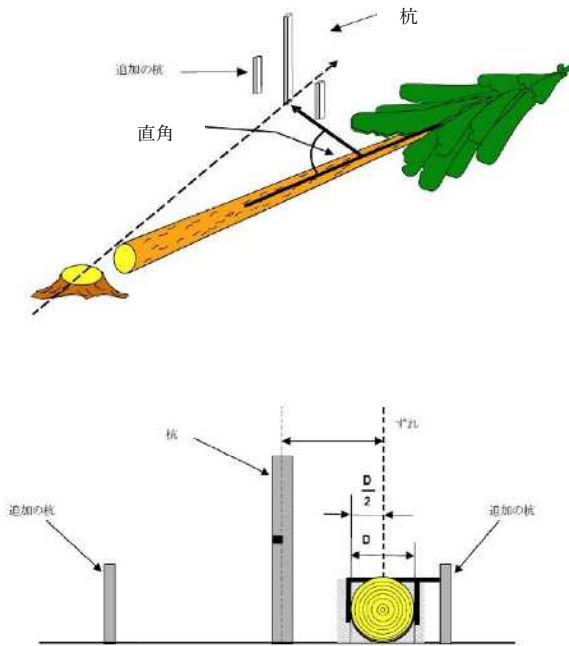


図 10: 倒れた木と直角方向に距離を測定



【表3】

ずれ(cm)	正確さの伐木ポイント	ずれ(cm)	ポイント
0	400	9	391
1	399	10	390
2	398	11	389
3	397	12	388
4	396	13	387
5	395	14	386
6	394	15	385
7	393	16	384
8	392	etc.	etc.

【表4】

切り込みの深さ(cm)		ポイント	
3以下	または	16以上	0
4		15	5
5		14	10
6		13	15
7		12	20

図12: 切り込みの深さ

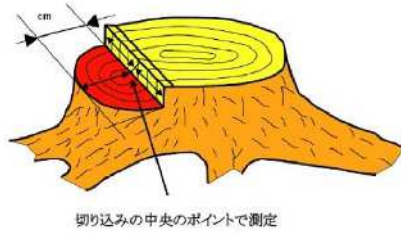
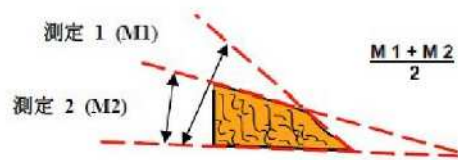


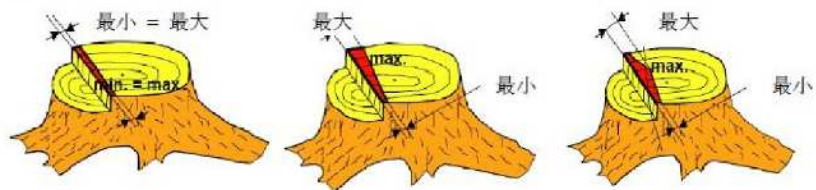
図13: 直線、および丸みの切り出しの切り込み測定



【表5】

切り込み角度(°)		ポイント	
39	以下	61	0
40		60	10
41		59	20
42		58	30
43		57	40
44		56	50
45	~	55	60

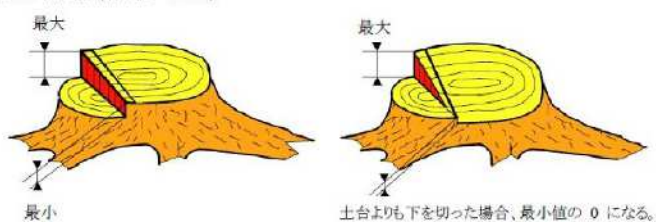
図14: ツルの幅



【表6】

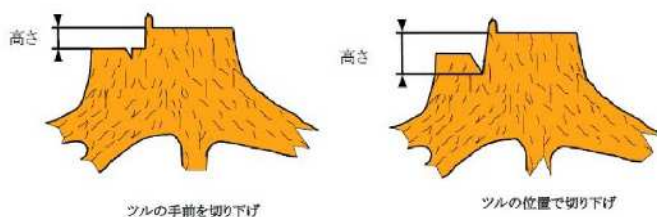
ツルの幅(mm)			ポイント	
10以下	または	50以上		
			0	
11		49	4	
12		48	8	
13		47	12	
14		46	16	
15		45	20	
16		44	24	
17		43	28	
18		42	32	
19		41	36	
20		40	40	
21		39	44	
22		38	48	
23		37	52	
24		36	56	
25		~	35	60

図15: 高低差 (最小値 = 0 mm)



【表7】

高低差(mm)			ポイント
8以下	または	47以上	
			0
9		46	5
10		45	10
11		44	15
12		43	20
13		42	25
14		41	30
15		40	35
16		39	40
17		38	45
18		37	50
19		36	55
20		~	35



伐倒競技(簡易方式)

背番号	
選手名	

フェンサーコントロールで合格したことを示すシールまたはマーキングが全てある

タイム(1)		ポイント	点
タイム(2)			
平均			

※1. 競技開始から5分経過した場合伐倒競技の得点は0点となる。
 ※その際、審判の判断により競技を途中で中止させる場合がある。

ずれ		ポイント	点
受口・深さ		ポイント	点
切り込み角度		ポイント	点
ツル幅(1)		ポイント	0 点
ツル幅(2)			
ツル高(1)		ポイント	0 点
ツル高(2)			

※ずれ(伐倒方向)が計測不能な場合は、ずれ100cmとする

競技のペナルティーポイント		ポイント	回数	備考
1	伐倒方向決定後の伐倒木の確認に3分以上かかった	-20		
2	審判の合図を待たずにエンジンをかけた	-20		
3	審判のスタート合図前にフェンサーに触れた	-20		
4	追いつるがない状態で危険とみなされる行為を行った(伐倒方向側に回り込んだ等)	-50		
5	丸太の上から覗き込んだ	-50		
6	エンジンをかけた状態でブレーキをかけずにスタート及び退避した	-20		
7	エンジンをかけた状態でブレーキをかけずにフェンサーを置いた	-20		
8	受け口を作る際、1cm以上の伐り直しを行った	-20		
9	受け口に水平伐りとななめ伐りが交わっていない2cm以上の伐り残しがある	-50		
10	退避場所が不適切であった(セーフティゾーンにいない)	-20		
11	退避方法が不適切であった(伐倒木に背を向けて退避等)	-20		
12	フェンサー及び工具等(クサビを除く)がセーフティゾーンにない	-20		
13	伐倒木に故意にマーキングした(故意に手で触れた)	-50		
14	指定範囲外で水平伐りをした	-100		
15	競技を5分以内に終了できなかった	※1		
マイナスポイントの合計			0点	

一般安全ルールのペナルティーポイント		ポイント	回数	備考
1	呼び出しがないのに競技場所に入った	-50		
2	競技ルールで指定の安全装備を装着せずに競技した	-20		
3	間違った方法でフェンサーを始動した	-30		
4	エンジンをかけた状態でソーチェンに触れた	-50		
5	エンジンをかけた状態でブレーキをかけずに移動した	-20		
6	フェンサーを5分以内に始動できなかった	-30		
7	ソーチェンが回っている状態で片手でフェンサーを使用した	-20		
8	治療が不要なケガ	-20		
9	治療が必要なケガ	-50		
10				
マイナスポイントの合計			0点	

伐倒競技 トータルスコア 0点